

公益財団法人栃木県産業振興センター情報誌「産業情報とちぎ」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人栃木県産業振興センター広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条第2項の規定に基づき、公益財団法人栃木県産業振興センター（以下「センター」という。）が発行する情報誌「産業情報とちぎ」への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置、規格、掲載料)

第2条 広告の掲載位置及び規格、掲載料は次のとおりとする。

掲載位置	規 格	掲載料（消費税抜）	
		センター会員	非会員
裏表紙	1ページ カラー サイズ 縦265mm×横180mm	35,000円	45,000円
	1/2ページ カラー サイズ 縦120mm×横180mm	18,000円	23,000円
	1/4ページ カラー サイズ 縦50mm×横180mm	9,000円	12,000円
表紙・目次・ 裏表紙を除く ページ	1ページ カラー サイズ 縦265mm×横180mm	30,000円	39,000円
	1/2ページ カラー サイズ 縦120mm×横180mm	15,000円	20,000円
	1/4ページ カラー サイズ 縦50mm×横180mm	8,000円	10,000円

(広告掲載できる者、広告の基準等)

第3条 広告を掲載することができる者、広告の内容等については、要綱の規定を適用するものとする。

(広告掲載の募集方法)

第4条 広告は、センターホームページ、チラシ等により募集するものとする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告の掲載を希望する者は、「産業情報とちぎ」広告掲載申込書（様式第1号）により、原稿案を添付して申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第6条 センターは、前条の規定により申し込まれた広告について、要綱及びこの要領の規定により定められた要件に適合しているかを審査の上、掲載可能な広告の中で、裏表紙の1ページの申込みを優先し、その他については申し込みの早かった順に掲載を決定する。

2 センターは、前各項の規定により掲載が決定となった申込者に対しては「産業情報とちぎ」広告掲載決定通知書（様式第2号）をもって、不決定となった申込者に対しては「産業情報とちぎ」広告掲載不決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）

第7条 第6条第2項の規定により広告掲載通知を受けた広告主は、広告原稿の電子ファイルを、センターが指定した日までに、センターが指定した場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

（「産業情報とちぎ」の発行）

第8条 「産業情報とちぎ」は5月、7月、9月、11月、1月、3月に発行を予定しているが、発行日の遅延に伴う影響について、センターは一切の責任を負わない。

（広告掲載料の支払い）

第9条 広告の掲載料は、「産業情報とちぎ」発行後、センターが発行する請求書により、センターが指定する期日までに納入しなければならない。振込手数料等経費については、広告主が負担するものとする。

（協議）

第10条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、センターと広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、センターが別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和元年8月19日から施行する。